

保育実習

保育士資格の取得に関する規則
p. 178

保育実習受講にあたっては、必要な時期に保育実習受講についてガイダンスを行いますので希望者は、必ず出席しなければなりません。

ガイダンスでは、「保育実習希望施設調査票」をはじめ、指定される関係書類を提出しなければなりません。

なお、実習施設・実習期間等は、実習をするセメスター始めに発表する予定です。

保育実習に関しては、すべて本学が別に定める「保育士資格の取得に関する規則」によるものとします。

1 受講料

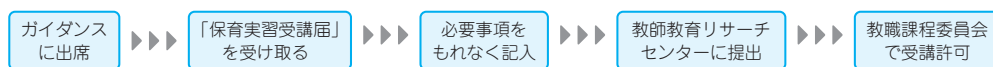
保育実習にかかる費用は3年次ならびに4年次で徴収する教職課程受講料に含まれます。

第5・7セメスターに、保証人宛送付の納入書により所定の納入手続を完了してください。いったん納入した受講料は、原則として返金できません。

なお、受講料は経済状況の変動等により、今後改定されることがあります。

その他、手続き上の重要事項は、そのつど掲示により指示します。

2 登録の手順（1年次第2セメスター）



* 受講届の提出期日は、ガイダンスの際に指示します。

3 取消の手順



幼稚園教諭免許状関係科目との関わりについて

幼稚園教諭1種（または2種）免許状の取得については、別冊『教職課程受講ガイド』等に示されているとおりです。

幼稚園教諭免許状取得のための教職課程の受講と保育士資格取得のための関係科目の受講が許可された場合、幼稚園教諭免許状と保育士資格に共通する下記の授業科目・単位数については、重複して履修する必要はありません（単位修得について振替認定が行われます）。

	単位		単位
教職に関する科目	①教育原理	教職に関する科目	⑥教職実践演習（幼）
	②教職概論		⑦学習・発達論
	③幼児教育課程論		⑧幼児指導論
	④保育内容総論		
	⑤保育内容指導法（健康）	教科に関する科目	⑨音楽（幼）
	保育内容指導法（人間関係）		図工（幼）
	保育内容指導法（環境）		体育（幼）
	保育内容指導法（言葉）		国語
	保育内容指導法（表現）		

注(1) 上記の各授業科目については、幼稚園教諭免許状と保育士資格の取得上、履修条件の扱いが異なるので、履修科目を登録する際に留意することが必要です。

(2) 幼稚園教諭免許状の取得に必要な科目・単位数であって、保育士資格の取得に必要とされていないその他の科目・単位などについては、幼稚園教諭免許状の取得条件をすべて満たさなければなりません。